

令和5年 5月16日

川崎市議会議長 様

多摩区在住者

施設にある遊具の点検シールに関する陳情

陳情の要旨

都市公園法に基づかない広場（管轄：こども未来局青少年支援室）であっても、遊具の点検を行った際には「遊具点検済シール」を貼るようになさいます。

陳情の理由

本市には、都市公園法に基づく公園と都市公園法に基づかない広場が存在する。ただし、施設の中には子供たちが遊ぶことができる遊具等が同じように設置されており、決められた点検基準にて安全が確保されているが、それを示すための手段が統一されていない。

都市公園法に基づく公園の管轄は、各区役所道路公園センターであり、定期点検を実施した際には遊具点検済シールを貼ることで、「市民の皆様安心して御利用いただけるよう、遊具点検が完了した施設に最新の点検年度が分かるように貼付しているものです。」とのコメントがあったが、都市公園法に基づかない広場の管轄は、本市こども未来局青少年支援室となり、遊具点検済シールについては、「年一回全ての遊具の点検を行っておりますが、シールを貼付する義務はないため、ちびっこ広場の遊具においてはシールを貼付しておりません。」とのコメントがあった。

市民は、公園及び広場を意識した利用を行っておらず、「広場にある遊具は定期点検を実施していない設備であり、使用するのが危険！」と勘違いする危険性があるものと考えます。本市こども未来局青少年支援室に何度もお願いをし

ましたが、門前払いされました。

遊具点検済シールがないことで、使用するのが危険だと考える大人たちの影響で、子供たちの遊び場を奪うことがないように、広場にある遊具にも、遊具点検済シールを貼る運用にさせていただきたく、お願いします。